



滋 公 情 個 審 第 2 号  
令和 2 年 (2020 年) 8 月 6 日

滋賀県知事 殿

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

会長 横田 光平



### 建議書

「優生保護審査会の審議録および提出文書等」の公文書一部公開決定に対する審査請求に関して滋賀県知事よりなされた諮問第 146 号・第 147 号・第 149 号につき、旧滋賀県情報公開審査会での審議、及びこれを引き継いだ現滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会特別分科会での審議を経て令和元年 8 月 28 日に当審議会が行った答申(情)第 3 号・第 4 号・第 5 号(以下あわせて「答申」という。)に対し、答申から 6 カ月近く経った令和 2 年 2 月 12 日に、答申とは大きく異なる内容の裁決(以下「裁決」という。)が下された。

確かに裁決一般についていえば審査請求人との関係で対外的に権限を有するのは裁決庁であり、当審議会は諮問機関であることから、裁決庁は当審議会の答申内容に法的に拘束されるわけではない。しかし、滋賀県情報公開条例(以下「条例」という。)第 22 条第 3 項は答申尊重義務を定めており、裁決がこの義務に大きく違反しているとすれば、そのような裁決をそのままにしておくことは、情報公開に係る県政に対する信頼を大きく損ねるものといわざるをえない。当審議会は、答申内容と異なる裁決の内容、及び裁決に至る過程には、答申に示された専門的かつ健全な社会常識を反映した判断を蔑ろにし、答申尊重義務に明らかに反すると考えられる問題点があると考えたものである。よって、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例第 3 条に基づき、裁決に対する当審議会の考えを以下に示した上で、今後県としてとるべき対応と当審議会が考えるところにつき建議する。